

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2018年7月20日	
【会社名】	株式会社デジタルハーツホールディングス	
【英訳名】	DIGITAL HEARTS HOLDINGS Co., Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 玉塚 元一	
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿3丁目20番2号	
【電話番号】	03(5333)1231	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 筑紫 敏矢	
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿3丁目20番2号	
【電話番号】	03(5333)1231	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 筑紫 敏矢	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	127,996,416円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	81,216株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 募集の目的及び理由

本募集は、当社の取締役に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、2017年5月19日開催の取締役会において「譲渡制限付株式報酬制度」を導入することを決議し、2017年6月27日開催の第4回定時株主総会において、当該譲渡制限付株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を、年額2億6,000万円以内(うち社外取締役分は年額2,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)として設定すること及び取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数を年26万株(当社普通株式の株式分割(無償割当てを含む。))又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)以内とすることにつき、ご承認を頂いております。また、上記2017年6月27日開催の第4回定時株主総会の承認を踏まえ、当社取締役会及び当社完全子会社である株式会社デジタルハーツ(以下「当社子会社」といいます。)の取締役会において、当社の従業員及び当社完全子会社の従業員(当社の取締役と併せて、以下「取締役等」といいます。)に対しても、当社と同様の譲渡制限付株式報酬を導入することを決定しております(当社及び当社完全子会社における譲渡制限付株式報酬制度を、以下「本制度」といいます。)

本募集は、上記2017年6月27日開催の第4回定時株主総会の承認を踏まえ、2018年7月20日開催の取締役会決議に基づき行われるものです。なお、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、本制度に基づき、2018年7月1日から2019年6月30日までの譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬債権(以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。)として割当予定先である取締役に対して支給された金銭報酬債権又は当社若しくは当社子会社の従業員に対し2018年4月1日から2019年3月31日までの譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として現物出資させることにより、自己株式処分を通して処分されるものです。また、当社は、割当予定先である取締役等との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本譲渡制限契約」といいます。)を締結する予定であります。そのため、本有価証券届出書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当致します。

譲渡制限期間

割当予定先は、本譲渡制限契約により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、2018年8月17日から2021年8月17日まで(以下「譲渡制限期間」といいます。)、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」といいます。)

譲渡制限の解除及び当社による無償取得

()譲渡制限期間満了の場合

取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

()任期満了等その他の正当な理由による退任又は退職の場合

取締役等が、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位からも任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に、退任又は退職した場合には、取締役等の退任又は退職の直後の時点(ただし、死亡による退任又は退職の場合は、死亡が判明した直後の時点)をもって、譲渡制限を解除する。また、当該解除時点の直後において譲渡制限が解除されていない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

解除株数の決定方法

上記()で定める退任又は退職した直後の時点において保有する本割当株数を解除する。ただし、本割当株式の処分決議日を含む月から取締役等の退任又は退職の日を含む月までの月数(以下「在職期間」といいます。)が12ヶ月に満たない場合は、在職期間(月単位)を12で除した数を本割当株数に乗じた数(単元株式数に満たない数は切り捨て)とする。

組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において保有する本割当株式の譲渡制限を解除する。ただし、本割当株式の処分決議日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数が12ヶ月に満たない場合は、当該月数を12で除した数を本割当株式数に乗じた株数(単元株式数に満たない数は切り捨て)について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日における取締役等の保有に係る本譲渡制限が解除されていない株式の全部を当然に無償で取得する。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式の自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	81,216株	127,996,416	
一般募集			
計(総発行株式)	81,216株	127,996,416	

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づく取締役等に割当てする方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 現物出資の目的とする財産は本制度に基づく当社取締役に対し2018年7月1日から2019年6月30日までの譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は当社若しくは当社子会社の従業員に対し2018年4月1日から2019年3月31日までの譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権であり、それぞれの内容は以下のとおりです。

(単位：円)	割当株数	払込金額	内容
当社の取締役：3名	76,775株	120,997,400	当社の金銭報酬債権 (2018年7月1日から2019年6月30日まで)
当社の従業員：1名	1,903株	2,999,128	当社の金銭債権 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)
当社子会社の従業員：2名	2,538株	3,999,888	株式会社デジタルハーツの金銭債権 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,576		1株	2018年8月6日 ～ 2018年8月16日		2018年8月17日

(注) 1. 「第1 募集要項 1 新規発行株式 (注) 1. 募集の目的及び理由」に記載の、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、取締役等に割当てする方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. また、本自己株式処分は、本制度に基づく当社取締役に対し2018年7月1日から2019年6月30日までの譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は当社若しくは当社子会社の従業員に対し2018年4月1日から2019年3月31日までの譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産とする現物出資より行われるため、金銭による払込みはありません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社デジタルハーツホールディングス 管理本部	東京都新宿区西新宿 3 丁目20番 2 号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	150,000	

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分は、本制度に基づく当社取締役に対し2018年7月1日から2019年6月30日までの譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は当社若しくは当社子会社の従業員に対し2018年4月1日から2019年3月31日までの譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産とする自己株式の処分として行われるものであり、金銭による払込みはありません。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自2017年4月1日 至2018年3月31日) 2018年6月26日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の提出日(2018年7月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を2018年6月27日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2018年7月20日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2018年7月20日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社デジタルハーツホールディングス 本社
(東京都新宿区西新宿3丁目20番2号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。